

(6) 防 災 関 係

防災ダム整備事業	事業主体 県	所管課班	(計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 防災対策班
-----------------	--------	------	------------------------------------

趣 旨

台風、豪雪等で河川の増水による農地、農業用施設が被害を受け安定した経営を営むことができない地域に対して洪水調節用ダムの新設改修を行うもの。

事業の内容

洪水調整用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修及び併せ行う関連整備。

採 抠 要 件

防災受益面積がおおむね100ha以上。

但し、台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村であって、おおむね過去10か年に激甚災害の指定を受けた地域において行うものにあっては、おおむね70ha以上。

農業以外の事業効果が50%未満

事 業 主 体

県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	防災ダム工事	55	39	6	—	

ため池整備事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村振興課 農村整備課	計 地域計画班 防災対策班
---------	-------------------	------------------------	------------------

趣 旨

災害発生のおそれのあるため池の整備等

事業の内容

1 防災ため池工事

洪水調整機能の賦与・増進のためのため池の改修及び併せ行う農地等の洪水調整機能の発揮のための整備

2 地震対策ため池防災工事

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修

3 ため池群整備工事

防災効果を確保又は十分に発揮するためには一体的に整備する必要があり、事業実施後に同一の管理下にある複数のため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。

4 ため池整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池等の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備、管理施設の整備

5 農作物生育阻害等防止工事

ため池の水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農産物の効率の低下を防止するためには必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更であっては、ため池整備工事と併せ行う工事

6 ため池特別対策整備工事

災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備

7 ため池水質改善工事

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えていため池の水質を改善するために必要な工事

採択要件

1 防災ため池工事

- ・大規模
 - 1)防災受益面積がおおむね100ha以上かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
(台風常襲地域、豪雪地域、振興山村地域の場合は、防災受益面積がおおむね70ha以上)
 - 2)洪水調節容量が10万m³以上かつ、洪水調節による被害軽減額が1億円以上であって、受益面積がおおむね40ha以上

- ・小規模
 - 1)防災受益面積がおおむね10ha以上かつ、受益面積がおおむね5ha以上で、総事業費がおおむね3,000万円以上。
(台風常襲地域、豪雪地域、振興山村地域の場合は、防災受益面積がおおむね7ha以上)
 - 2)洪水調節容量が5千m³以上かつ、洪水調節による被害軽減額が1,000万円以上であって、受益面積がおおむね5ha以上

2 地震対策ため池防災工事

- ・大規模
 - 1)防災受益面積おおむね70ha以上かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
 - 2)防災受益面積おおむね7ha以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上。
- ・小規模
 - 1)防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上。

3 ため池群整備工事

- ・大規模
 - 1)受益面積の合計がおおむね80ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの。
(台風常襲地域、豪雪地域、振興山村地域の場合は、防災受益面積がおおむね140ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの)
- ・小規模
 - 1)受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの。
(台風常襲地域、豪雪地域、振興山村地域の場合は、防災受益面積がおおむね14ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7千万円以上のもの)

4 ため池整備工事

- ・大規模

受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(県営)
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね3,000万円以上)
※但し、旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。
- ・小規模

受益面積がおおむね10ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上
(県営)
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね5ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上)
- ・小規模

受益面積がおおむね10ha未満で、総事業費がおおむね800万円以上
(団体営)
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね5ha未満で、総事業費がおおむね800万円以上)

※旧農業用ため池の廃止にあたっては、貯水量1,000m³以上で、総事業費800万円以上。

※注) 上記は、農村地域防災減災事業の要件であるため、農山漁村地域整備交付金で実施する場合は、別途確認すること。

5 農作物生育阻害等防止工事

- ため池整備工事と同じ
※但し、中山間地域部分を除く

6 ため池特別対策整備工事

- ため池整備工事と同じ

7 ため池水質改善工事

- ため池整備工事と同じ
※但し、中山間地域部分を除く

採択主体

- | | |
|----------------|--------|
| 1 防災ため池工事 | 県 |
| 2 地震対策ため池防災工事 | 県又は市町村 |
| 3 ため池群整備工事 | 県 |
| 4 ため池整備工事 | 県又は市町村 |
| 5 農作物生育阻害等防止工事 | 県又は市町村 |
| 6 ため池特別対策整備工事 | 県又は市町村 |
| 7 ため池水質改善工事 | 県又は市町村 |

負担割合	区分		国	県	市町村 ・その他	備考
県営	防災ため池	大規模	55	34	11	100ha以上
		小規模	50 (55)	39 (39)	11 (6)	40ha以上
			50 (55)	34 (34)	16 (11)	40ha未満
	地震対策ため池	大規模	55	34	11	
		小規模	50 (55)	34 (34)	16 (11)	
	一般ため池	大規模	55	28	17	100ha以上 中山間地域は70ha以上
		小規模	50 (55)	33 (33)	17 (12)	40ha以上
			50 (55)	29 (29)	21 (16)	40ha未満
団体営		小規模	50	1	49	

※ < > は中山間地域(H25以降適用)

用排水施設等整備事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村振興課 地域計画班 農村整備課 防災対策班
-------------------	-------------------	------------------------------------

趣　　旨

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

1 湿水防除事業

事業の内容

(1) 排水施設整備対策工事

既存の農業用用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湿水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、応急の湿水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

(2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用用排水施設により排水される河川等）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について防災体制を強化し、湿水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

(3) 湿水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用用排水施設の機能低下により再び湿水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良

(4) クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網（クリーク）の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地。

採択要件

・ 大規模

(1) 排水施設整備工事及び(3) 湿水防除施設改修工事

受益面積がおおむね400ha以上かつ、総事業費がおおむね5億円以上

(2) 排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね1,000ha以上

(4) クリーク防災機能保全対策工事

受益面積がおおむね100ha以上

・ 小規模

(1) 排水施設整備工事及び(3) 湿水防除施設改修工事

受益面積がおおむね30ha以上かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上

(2) 排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね100ha以上

(4) クリーク防災機能保全対策工事

受益面積がおおむね20ha以上

※農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

事業主体

県又は市町村（但し、(4)については県に限る。）

2 地盤沈下対策事業

事業の内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用用排水施設の整備及びこれに関連する整備

採択要件

- ・大規模 受益面積がおおむね400ha以上
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県

3 用排水施設整備事業

事業の内容

築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

採択要件

- ・大規模 受益面積がおおむね400ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(県営) (中山間地域の場合は、受益面積がおおむね200ha以上で、3,000万円以上)
- ・大規模 受益面積がおおむね200ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(団体営) (中山間地域の場合は、受益面積がおおむね100ha以上で、3,000万円以上)
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね10ha以上)

事業主体 県又は市町村等

4 鉛毒対策事業

事業の内容

いおう、銅、その他農産物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う鉛源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土

採択要件

- ・受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県又は市町村等

負担割合		区分	国	県	市町村	その他	備考
県営	湛水防除	大規模（基幹施設）	55	37	8	—	400ha以上
		大規模（その他施設）	55	37	8	—	1,000ha以上
		小規模	50 〈55〉	42 〈42〉	8 〈 3 〉	— 〈—〉	300ha以上
		小規模（基幹施設）	50 〈55〉	37 〈37〉	13 〈 8 〉	— 〈—〉	
		小規模（その他施設）	50 〈55〉	32 〈32〉	18 〈13〉	— 〈—〉	
	地盤沈下	大規模	50	未定	未定	未定	
		小規模	50	未定	未定	未定	
	用排水施設	大規模	55	28	17		400ha以上 中山間地域は200ha以上
		小規模	50 〈55〉	33 〈33〉	17 〈12〉		200ha以上
			50 〈55〉	29 〈29〉	21 〈16〉		200ha未満
	鉱毒対策		未定	未定	未定	未定	
団体営	用排水施設		50	1	49	—	

※ 〈 〉は中山間地域(H25以降適用)

備考 基幹施設：排水機、排水樋門、第一線堤防、遊水池等貯留施設、地下浸透施設
 (排水機、排水樋門には、これと一体不可分の関係にある導水路、操作管理設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる)
 その他施設：排水路等基幹施設以外の施設

農地保全整備事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 防災対策班
-----------------	-------------------	--

趣 旨

急傾斜地帯や浸食を受けやすい性状の特殊土壌地帯、又は風害等を受けやすい地域において、排水施設や防風施設等の整備を行うことにより、農用地の保全と災害の未然防止を図るとともに、優良農地を確保し農作物の生産性向上を目的とするもの。

事業の内容

1 農地浸食防止工事

- ・急傾斜地帯や浸食を受けやすい土壌地帯における排水路等の整備又は風食、風害等を受けやすい地域における防風施設の整備。また、併せ行うことが技術的、経済的に適当と認められる農道等の整備
- ・農耕に支障のある特殊土壌又はさんご、石れき等の排除工事

2 農地機能保全対策工事

- ・地盤の相当部分が泥炭土であることに起因する地盤沈下又は火山性土壌等に起因する土壤浸食等により、農作物の生育が阻害され、農作物の能率が低下することを防止するための整地、暗渠排水、農道等の整備

3 特殊自然災害対策工事

- ・特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壤改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備（活動火山対策特別措置法の地域）

事業要件

1 農地浸食防止工事

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 県営事業 | 受益面積おおむね50ha以上（畠地おおむね20ha以上） |
| 関連工事は田畠地おおむね 5 ha以上 | |
| 団体営事業 | 受益面積おおむね10ha以上。関連工事は受益面積制限なし |

2 農地機能保全対策工事

- 受益面積おおむね20ha以上

3 特殊自然災害対策工事

- 活動火山対策特別措置法第19条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること

事業主体

県又は市町村等（農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事にあたっては、県に限る。）また、排除工事にあたっては、団体に限る。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	農地浸食防止工事他	50	未定	未定	未定	

特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村整備課 防災対策班
------------------------	-------------------	------------------

趣 旨

石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性がよかつたことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機場上屋の内壁材等において採用されている状況にあるが、平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。

このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破壊等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれがある懸念されることから、石綿を含有する製品について、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

事業の内容

- (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- (2) (1) の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

採 択 要 件

石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの

県 営：おおむね20ha以上

団体 営：おおむね10ha以上

事 業 主 体

県、市町村等

県 営	区 分	国	県	市町村	その他の	備 考
	特別対策事業（県営造成施設）	50 <55>	35 <35>	10 <10>	5 <0>	吹付け材の除去 復旧に限る
団体 営	区 分	国	県	その他の		備 考
	特別対策事業（国営造成施設）	50	21	29		吹付け材の除去 復旧に限る
	特別対策事業	50	1	49		

※<>は中山間地域（H25以降適用）

農業用河川工作物等応急対策事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 防災対策班
------------------------	-------------------	--

趣　　旨

農業用河川工作物の構造が不適当若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物（道路を横断する水管橋，水路橋及び農道橋等をいう。）について整備補強等の改善措置を講じ、洪水、高潮及び地震等による災害を未然防止を図るため、農業用河川工作物応急対策等事業を実施する。

事業の内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

3 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設の耐震改修

採択要件

1 農業用河川工作物応急対策事業

大規模：総事業費がおおむね10,000万円以上、事業実施主体は県に限る

小規模：総事業費がおおむね800万円以上

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

総事業費がおおむね800万円以上

3 土地改良施設耐震対策事業

大規模：防災受益面積がおおむね400ha以上

小規模：防災受益面積がおおむね30ha以上、又は総事業費が800万円以上

事　業　主　体

県、市町村等

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備　考
	河川応対 大規模	55	37	8	－	総事業費 1億円以上
	河川応対 小規模	50	42	8	－	総事業費 5,000万円以上
		50 <55>	32 <37>	18 <8>	－ <－>	総事業費 800万円以上

※ < > は中山間地域(H25以降適用)

地すべり対策事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村整備課 防災対策班
-----------------	----------------	------------------

趣 旨

地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業

事業の内容

1 地すべり防止工事

- ・地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事

2 ぼた山崩壊防止工事

- ・ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事

3 関連事業

- (1)暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換と共に伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの。
- (2)ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
- (3)農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの

採 技 要 件

- ・地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事
総事業費7,000万円以上
- ・関連事業
地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの

事 業 主 体

- ・地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事 県
市町村等
- ・関連事業

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
防止工事	地すべり防止工事	50	50	—	—		
	ぼた山崩壊防止工事	50	未定	—	—		
関連事業		未定	未定	未定			

農業用施設等災害管理対策事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村振興課 地域計画班 農村整備課 防災対策班
-----------------------	-------------------	------------------------------------

趣 旨

防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備

事業の内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
 - (1) 雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
 - (2) 農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動
- 3 農地の防災機能増進工事

農地が本来有する多面的機能としての洪水調節の適切な発揮に必要な工事
- 4 簡易な施設整備

暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事
- 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な以下の整備
 - (1) 親水・景観保護のための施設
 - (2) 生態系保全のための施設
 - (3) 適切な利用と保全を図るための施設
 - (4) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備
 - (5) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備
 - (6) (4)又は(5)と併せて行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備
 - (7) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るために安全施設の整備
- 6 特認事業

農政局長が必要と認める事業

事業要件

上記1～3

防災受益面積の合計がおおむね5ha以上

4 簡易な施設整備

- (1) 暫定的な整備の合理性、関係者への説明責任・同意、暫定整備の整備水準の明示、減災活動・体制の整備の実効性、整備計画の明示
- (2) 防災受益面積の合計がおおむね5ha以上

5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な以下の整備

- (1) 防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業と併せ行うもの又は過去に実施したもの
- (2) 関連する土地改良施設の受益面積が20ha以上であるもの。但し、関連する土地改良施設がため池の場合にあっては、受益面積2ha以上

事業主体

県又は市町村等

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	農業用施設等災害管理対策事業	50 〈55〉	未定	未定	未定	〈 〉中山間地域

農村防災施設整備事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 防災対策班
-------------------	-------------------	--

趣 旨

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分發揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティー機能の回復に資することとする。

事業の内容

農村防災施設整備事業計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

1 農村防災施設

- ①緊急避難路整備 ②緊急避難塔整備 ③防火水槽整備 ④緊急避難施設の耐震化
- ⑤情報基盤施設整備 ⑥雪崩防止施設整備 ⑦防護柵等安全施設設備 ⑧災害防除林

2 農業生産基盤整備

- ①農業用排水施設整備 ②区画整理 ③農用地造成 ④農道整備
- ⑤農用地の改良又は保全

3 農村生活維持施設整備

- ①農業集落道路整備 ②営農飲雜用水施設整備 ③農業集落排水施設整備
- ④農業施設等用地整備

採 択 要 件

1 農村防災施設

災害防除対策推進地域等で定める地域

2 農業生産基盤整備

甚大な災害発生地域に該当する地域

- ①②受益面積おおむね60ha以上 ③受益面積おおむね40ha以上
- ④受益面積おおむね50ha以上 ⑤受益面積おおむね20ha以上

3 農村生活維持施設整備

甚大な災害発生地域に該当する地域

ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業と併せ行う事業
または、上記農業生産基盤整備事業と併せ行う事業

事 業 主 体

県、市町村等

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備 考
	農村防災施設整備 (旧農村灾害対策整備事業)	50 <55>	29 <29>	14 <14>	7 < 2 >	※ <> は中山間地域 (H25以降適用)

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
------------	--------	------------------

趣 旨

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

事 業 内 容

1 高潮対策

高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘査して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

2 侵食対策

波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘査して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

3 海岸耐震対策

地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。

(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査

(2) 堤防・護岸等の耐震対策

4 海岸堤防等老朽化対策

(1)長寿命化計画の策定

①海岸保全施設の機能診断

②診断結果を踏まえた長寿命化計画の策定又は変更

(2)老朽化対策

①海岸保全施設の老朽化調査

②調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定

③老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事

5 津波・高潮危機管理対策

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を行う。

6 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

採 技 要 件

1 高潮対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費10,000万円（離島にあっては5,000万円）以上。

2 侵食対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費10,000万円（離島にあっては5,000万円）以上。

3 海岸耐震対策

都道府県が行うもの5,000万円以上。市町村が行うもの2,500万円以上。

4 海岸堤防等老朽化対策

都道府県が行うもの5,000万円以上。市町村が行うもの2,500万円以上。

5 津波・高潮危機管理対策

一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。

都道府県が行うもの5,000万円以上。市町村が行うもの2,500万円以上。

6 海岸環境整備

(1)海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、進入路、通路、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が10,000万円以上。

(2)広域的な一連の海岸において、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が10,000万円以上。

(3)侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が10,000万円以上。

(4)国指定文化財等の保護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良、国立公園内等の保全・再生を図るために既存海岸保全施設の改良を行う海岸で、総事業費が10,000万円以上。

(5)海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸で、階段工、安全情報伝達施設等を整備する事業で、総事業費が1,000万円以上。

(6)①汚染の著しい海域において行うハドロ等の除去で、総事業費が10,000万円以上。

②海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上。

事 業 主 体 県、市町村

負担割合 (県 営)	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	海岸耐震対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	海岸堤防老朽化対策	50(55)	50(45)	—	—	() は離島
	津波・高潮危機管理対策	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	不明	不明	—	

障害防止対策事業	事業主体 国 県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
-----------------	----------------	--------------------

趣 旨

自衛隊の演習活動及び整備拡張等に起因して、周辺地域の用排水路への土砂の流入や流出量の増大及び農業用水不足等の障害が発生している場合、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法第101号、以下「法」という）に基づき、その障害を防止または除去・軽減するため各種対策工事を実施する。

事業の内容

【補助対象となる施設の具体的な事例】

[洪水対策]

- a 洪水量の増加に対応できるよう河川改修、排水路の改修を行う。
- b 増加した洪水量を調節する洪水調整池（ダム）を建設する。
- c 河川等の改修と調整池を組合わせる。
- d 増加した洪水量を排水するため、河川（排水路）改修と排水機（場）を組合わせる。

[土砂流出対策]

- a 流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- b 溪流の安定を図るため、床固工、谷止工を建設する。
- c 裸地化した箇所や、崩壊地の植生回復を図るため、山腹工を施行する。

[用水対策]

- a 用水路（用排兼用水路）を整工する
- b 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- c 地下水又は河川水を取水するため揚水（機）を設ける。

採 技 基 準

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抜粋）

（障害防止工事の助成）

第3条第1項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 2 道路、河川又は海岸
- 3 防風施設、防砂施設その他防災施設
- 4 水道又は下水道
- 5 その他政令で定める施設

○次に掲げる(1)～(3)の要件を満たしていること。

(1) 法第3条第1項又は政令第1条に規定する自衛隊等の行為があること。

※法第3条第1項に規定する行為

- ① 機甲車両その他重車両のひん繁な使用
- ② 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施

※政令第1条に規定する行為

- ① 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- ② 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- ③ 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- ④ 電波のひん繁な発射

(2) (1) の自衛隊等の行為による障害があること

※例

- ① 戦車等の訓練によって演習場内が荒廃し、当該区域を流域に持つ河川において、洪水や土砂流出による被害が生じる。
- ② 機甲車両等のひん繁な使用による道路の損傷。
- ③ 通信施設からの強力な電波の発射や、航空機の低空飛行によって周辺民家等のテレビの映像を不鮮明にする。

(3) 障害を防止し、又は軽減するための工事の対象となる施設が、法第3条第1項又は政令第3条に規定する施設であること。

※法第3条第1項に規定する施設

- ① 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- ② 道路、河川又は海岸
- ③ 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- ④ 水道又は下水道

※政令第3条に規定する施設

- ① 鉄道
- ② テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	障害防止対策事業	100 ～66.7	0 ～16.7	0 ～16.6		障害(帰責原因)の度合いにより負担割合は変化する。

農地・農業用施設 災害復旧事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------------------------	-------------------------	------------------

趣旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

事業の内容

1 事業の対象となる農地、農業用施設

- ① 農地とは、現に耕作もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畑、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等で受益戸数が1戸以上のもの。
- ② 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂だめ工、階段工等）で受益戸数が2戸以上上のもの。

2 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

- ① 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）

3 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

- ① 1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によらないもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施工中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設

4 その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉱毒対策事業」等がある。

復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業（補助）計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は原則として災害発生年を含めて3カ年以内に完了させなければならない。

災害要因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

- ① 降雨による災害にあっては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量概ね20mm以上
- ② 暴風による災害にあっては、最大風速15m以上（10分間平均風速の最大）
- ③ 河川の出水による災害にあっては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- ④ 高潮による被害にあっては、暴風等による高潮、波浪又は津波
- ⑤ 地すべりによる災害
- ⑥ 地震による災害
- ⑦ 火山噴火の降灰等による農地の災害にあっては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒径1mm以下は2cm以上
- ⑧ 干ばつによる災害にあっては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上
- ⑨ 落雷、雪害による災害

事業主体

県 営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

(注. 県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。)

負担割合

区分	国						県	地元		
	暫定法補助率			激甚法補助率 嵩上げ						
	通常補助率	単年災高率補助率								
	通 常 補 助 率	单 年 灾 高 率 补 助 率								
	一次 高 率	二 次 高 率								
1 戸当たり事業費（総事業費／耕作者実数）が 8 万円までのもの	1 戸当たり事業費が 8 万円を越え 15 万円までのもの	1 戸当たり事業費が 15 万円を超えるもの	連年災補助率 嵩上げ	1 戸当たり負担額が 1 万円を超えるもの	1 戸当たり負担額が 2 万円を超えるもの	1 戸当たり負担額が 6 万円を超えるもの				
農 地	50 65	80 90	90 100	1. その年の 1 戸当たりの事業費が 4 万円以上の市町村。 2. その年を含む過去 3 力年の 1 戸当たりの事業費が 10 万円以上の市町村。 3. 上記 1 及び 2 を満たすものについては連年災補助額算定方式（その年を含む過去 3 力年の事業費及び関係耕作者をその年の事業費及び関係耕作者数とみなして単年災の場合の補助算定方式により算出する）により補助額を算定した結果、単年災の補助額よりも有利な場合は連年災方式をとる。	70 70	80 80	90 90	(県営) ①国庫補助 80% 未満の場合。		
農業用施設	注. 暫定法補助率の算定の場合の市町村ごとの 1 戸当たりの事業費は災害関連事業を除いたもので算出する。			注. その年の発生災害のうち、激甚災害に係る災害復旧事業について暫定法により算定された補助残額及び災害関連事業の補助残額の総額が 1 戸当たり 2 万円以上の市町村について、上記区分により適用される。			全体事業費から国庫補助と地元負担を除いた額	全体事業費の 8%		
							②国庫補助 80% 以上の場合。			
							国庫補助残の 60%	国庫補助残の 40%		
							(団体営)			
							—	国庫補助残		

直轄災害復旧事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------------	--------	--------------------

趣 旨

「直轄災害復旧事業」は、国が造成した、又は造成中の土地改良施設が被災した場合、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる場合に行われる事業である。この災害復旧事業は土地改良法に基づいて実施される。

事業の内容

1 事業の対象となる農業用施設

農業用施設の定義は「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じであり、そのうち国が造成した又は造成中のもので、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる施設。

2 災害復旧事業の定義及び適用除外

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

復旧手続き

対象となる施設に被害が発生した場合は、都道府県知事から地方農政局長に速やかに災害報告書を提出する。(地方農政局長は災害発生後15日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)

また都道府県知事は速やかに災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出する。(地方農政局長は災害発生後30日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)

農林水産大臣は提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費を決定する。

災 害 要 因

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

負 担 割 合

区 分	国			県	地 元		
	土地改良法国庫負担率						
	通常負担率	一次高率	二次高率				
	1戸当たり事業費(総事業費/耕作者実数)が8万円までのもの	1戸当たり事業費が8万円を超える15万円までのもの	1戸当たり事業費が15万円を超えるもの				
農業用施設	65	90	100	①国庫負担80%未満の場合。 全体事業費から国庫負担と地元負担を除いた額 ----- ②国庫負担80%以上の場合。 国庫負担残の60%	全体事業費の8% ----- 国庫負担残の40%		

注：連年災補助率嵩上げ、及び激甚法補助率嵩上げは該当しない。

農村地域防災減災事業 (調査計画事業)	事業主体 県 他	所管課班 農村振興課 地域計画班
--------------------------------	----------------	------------------------

目的

本事業により、総合的な防災・減災対策を実施することにより農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進するため、対策に必要な諸条件について調査及び計画の策定を行う。

事業の内容

- 1 農村地域防災減災総合計画等策定
- 2 安全度評価
- 3 防災情報管理システム整備計画策定
- 4 地域危機管理整備計画策定
- 5 ハザードマップ作成
- 6 実施計画策定
- 7 ため池緊急防災対策
- 8 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定
- 9 施設長寿命化計画策定
- 10 ため池群調査計画策定

実施要件

- 1 上記1及び2の事業にあっては、3から10又は下記Ⅱ又はⅢを行う見込みがあること。
- 2 上記3から5までの事業（3に掲げる事業を除く）にあっては、次の要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等である。
 - (2) 被害面積の合計がおおむね5ha以上であること。
- 3 上記5の事業（農業用ため池で実施するものに限る。）にあっては、次の要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 2に掲げる要件
 - (2) 防災受益面積7ha以上又は被害総額（農外）が4,000万円以上であって、かつ受益面積2ha以上
- 4 上記5の事業にあっては、次に掲げる事項に該当すること。
 - (1) ハザードマップを関係住民等に周知する。
 - (2) ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップを開催する等、関係住民等との意見交換を行うよう努めること。
- 5 上記6の事業にあっては、下記Ⅱ又はⅢの事業の実施要件に該当する事業に係るもの。
- 6 上記7の事業にあっては、貯水量が1,000m³以上又は受益面積が0.5ha以上のもの。
- 7 上記8の事業にあっては、農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業又は土地改良施設耐震対策事業の実施要件に該当する事業に係るもの。
- 8 上記9の事業にあっては、下記Ⅱの事業の実施要件に該当する事業に係るもの。
- 9 上記10の事業にあっては、次に掲げる要件に該当するもの。
 - (1) 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの。
 - (2) 防災効果を確保又は十分に發揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にある見込みのあるものであり、次のいずれかに該当する見込みのある2ヶ所以上のため池を対象とするもの。
 - ア ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するものの。
 - イ ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの。

ウ 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。

(3) 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね 10 ha 以上であること。

区分	事業区分
I 調査計画事業	(1) 調査計画事業
II 整備事業	(1) 用排水施設等整備 (2) 災害管理施設等整備
III 体制整備事業	(1) ため池緊急防災体制整備促進事業 (2) ため池群管理体制整備事業

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	実施計画策定	50	25	25		地すべり対策事業に係る調査計画を除き、二次災害が予想される地区における施設に係る調査計画事業であって、H30までに採択される場合は国定額補助